

令和 8 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 3 号

令和 8 年 3 月 9 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- | | | |
|--------|----------------|--|
| 日程第 7 | （町長提出承認第 1 号） | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | （町長提出議案第 1 号） | 上里町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | （町長提出議案第 2 号） | 上里町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | （町長提出議案第 3 号） | 上里町男女がともに輝く町づくり条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | （町長提出議案第 4 号） | 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | （町長提出議案第 5 号） | 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | （町長提出議案第 6 号） | 上里町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | （町長提出議案第 7 号） | 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | （町長提出議案第 8 号） | 上里町男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | （町長提出議案第 9 号） | 児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第 17 | （町長提出議案第 10 号） | 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について |
| 日程第 18 | （町長提出議案第 11 号） | 上里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について |
| 日程第 19 | （町長提出議案第 12 号） | 上里町町道路線の廃止について |
| 日程第 20 | （町長提出議案第 13 号） | 上里町町道路線の認定について |
| 日程第 21 | （町長提出議案第 14 号） | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 22 | （町長提出議案第 15 号） | 令和 7 年度上里町一般会計補正予算（第 8 号）について |
| 日程第 23 | （町長提出議案第 16 号） | 令和 7 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 24 | （町長提出議案第 17 号） | 令和 7 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 4 |

		号) について
日程第 25	(町長提出議案第 18 号)	令和 7 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 26	(町長提出諮問第 1 号)	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 27	(町長提出諮問第 2 号)	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 28	(町長提出諮問第 3 号)	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 29	(町長提出諮問第 4 号)	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 30	(町長提出諮問第 5 号)	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（１３人）

1 番 石 井 慎 也 君	2 番 伊 藤 覚 君
3 番 金 子 義 則 君	4 番 戸 矢 隆 光 君
6 番 飯 塚 賢 治 君	7 番 猪 岡 壽 君
8 番 齊 藤 崇 君	9 番 植 原 育 雄 君
1 0 番 高 橋 正 行 君	1 1 番 新 井 實 君
1 2 番 沓 澤 幸 子 君	1 3 番 高 橋 仁 君
1 4 番 黛 浩 之 君	

欠席議員（１人）

5 番 高 橋 勝 利 君

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君	副 町 長 島 田 邦 弘 君
教 育 長 齊 藤 雅 男 君	総 務 課 長 望 月 誠 君
総合政策課長 吉 村 貴 文 君	保健センター 等複合施設 建設推進室長 戸 矢 信 男 君
税 務 課 長 間々田 由 美 君	くらし安全 課 関 口 博 之 君
町民福祉課長 井 出 康 之 君	子 育 て 共 生 長 阿佐美 由 紀 君
健 康 保 険 長 亀 田 真 司 君	高 い 齢 者 いきいき課長 山 田 隆 君
道路整備課長 根 岸 利 夫 君	ま ち づ く り 推 進 課 長 山 中 一 朗 君
地域活力創造 課 長 岩 崎 賢 二 君	農業振興課長 間々田 亮 君
会 計 課 長 金 井 憲 寿 君	教育総務課長 及 川 慶 一 君
教育指導課長 櫻 井 達 夫 君	生涯学習課長 須 藤 秀 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 神 村 輝 行	係 長 長谷川 紀 江
主 任 岡 利 憲	

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第 7 町長提出承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（飯塚賢治君） 日程第 7、町長提出承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

御提案申し上げました承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

去る令和 8 年 1 月 19 日に、高市内閣総理大臣から 1 月 23 日に衆議院を解散することとし、これに伴う総選挙を 2 月 8 日に行うこととする旨の表明がありました。これに伴いまして、上里町におきましても直ちに当該選挙費の予算を編成する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 月 19 日に令和 7 年度上里町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分を行ったものでございます。

では、予算内容を御説明いたします。

令和 7 年度上里町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによります。

まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,255 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 139 億 1,382 万 8,000 円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入ですが、款 16 県支出金は 1,255 万 2,000 円の増額補正で、衆議院議員総選挙委託金、最高裁判所裁判官国民審査委託金及び衆議院議員総選挙開票速報事務委託金の増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対しまして 1,255 万 2,000 円を追加し、139 億 1,382 万 8,000 円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款 2 総務費は1,255万2,000円の増額補正で、衆議院議員総選挙の執行における投票所、開票所の運営やポスター掲示板の設置などにかかる経費について増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして1,255万2,000円を追加し、139億1,382万8,000円とするものでございます。

以上、専決処分をいたしました令和7年度上里町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 職員の手当について、時間外勤務手当についてお尋ねしたいと思います。

急な解散総選挙になりましたので、職員の皆さんは大変御苦勞されたことと思うんですが、総勢何人の職員の皆さんが最高何時間の時間外勤務に当たっていただいたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

職員手当のうちの時間外手当についての御質問でございますが、こちらの時間外勤務手当につきましては、期日前投票の時間外手当としまして、平日は5人を8日間分、そして休日につきましては2人を4日間分と、事務局分といたしまして、平日4人、1日5時間を12日分、あと休日も2人を5日間分、10人を1日分ということで見込んで時間外勤務手当は計上してございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この質問はどなたが答えていただけるかちょっと分からないんですけども、今回の解散の意義というんでしょうか。衆議院の解散権にのっとった解散であるというふうに上里町としては受け止めておられるんでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

選挙管理委員会の書記長という立場での御説明になります。

先ほど副町長から御説明がございましたように、1月19日に衆議院解散ということになりまして今回の選挙が執行されたわけでございます、国もしくは県の選挙管理委員会の指示に基づきまして当町でも選挙を執行したということでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 役務費の通信運搬費のところなんですけれども、今回の解散総選挙ということで唐突の解散だったわけなんですけれども、投票日まで日数がかなり今までになく短い投票日ということで、選挙管理委員会のほうも慌ただしく行動したと思うんですけれども、何が言いたいかというと、投票所の入場券が届かなかったんですよ、私の家は。これが、町内でどのぐらいのそういった案件がクレームとして上がっているのかどうか。その辺が、要するに、入场券が不具合ということで、もしかすると期日前投票というか、場所へ行って手続すれば投票は可能になるわけなんですけれども、私はそれで対応しましたけれども、それが町内どのぐらいあったか。それを要するに郵便局のほうへ委託していると思うんですけれども、そのやり取りの結果もしあれば、分かったら教えてください。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

入场券についての御質問でございますが、有権者の皆様になかなか届かない。まだか、まだかというお電話を選挙管理委員会に直接いただいたり、または期日前投票の際にそういった御意見を多々いただいております。件数につきましては集計はしてございませんが、入场券なくとも本人確認ができれば投票できるということはホームページ等で周知をさせていただいた

わけでございまして、今回は何せ急な選挙でございましたので、郵便局も最速で入場券は配っていただいたということでございますが、地区によってはなかなか本当に期日前投票が始まって1週間たっても届かないというような地区もあったわけでございまして、選挙管理委員会も郵便局も最速で努力した結果でございまして、そこら辺は御理解いただくとともに、電話等で問合せがあったときには丁寧に説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 唐突な選挙というのは理解できたんですけども、ここに、それについて、じゃ有権者に不具合というか、届かなかった有権者に対しての対応というのがどのぐらいの数があったのか。

それと、要するに不具合になったものについてはここに計上されている123万6,000円の予算を組んでいるんですけども、これがだからまだ集計が終わっていないのかどうか分からないですけども、どのぐらいの誤差が出ている。要するに、届かなかった分については郵便局に対してそれなりの対応をしなきゃいけないと思うんですよ、予算を組んでいるんだから。その辺についてはどういうふうにやっているのか、また今後それをやるのか。だから、最初質問した届かなかった有権者に対しての説明というのをどういうふうな形でやっているのか、それについて説明してください。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

入場券が届かなかった有権者に対しての対応ということでございますが、今回予算上は1万3,300通見込んでおりまして、全ての該当する有権者の方には郵送させていただきまして、届いていないということはないと思うんですね。届くのが遅かったということはあるんですけども、届いていないということはないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） いや、届いていないんですよ。届いていないから質問しているわけで、それともう一つは、何というのかな。届いていないというふうなクレームのあった有権者に対しての要するに郵便局が完璧に100%配達しているのかどうか、それが見えないわけですよ、だから。届いていないという方がいる。選挙の投開票の日を過ぎても届いていないんですよ。

ということは、遅れているということじゃなくて、完全にそういうふうな有権者もいたんじゃないのかなと思うんだけど、この辺について一々個々に選挙管理委員会のほうにクレームつけている人ばかりじゃないと思う。ないがしろにしちゃっている方もいるかと思うんですよ。その辺の精査はするのかなとか、これでもう終わりにしちゃうのかなとか、その辺についても説明してください。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

入場券が届いていない有権者のお宅があったということでございますけれども、今回様式が変わりまして、何らかの郵便物に紛れてしまって入場券が分からなかったとかというお話も伺ってはいるところでございますが、郵便局のほうで誤配等はもしかするとあったかもしれませんが、入場券を全部配り切っていないという話は郵便局からも聞いておりませんので、また今後そこら辺の対応につきましては郵便局とも調整しながら確実に届くようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） じゃ、入場券の様式が今までと違ったということを今ちょっと説明があったと思うんですけれども、以前の入場券というふうな認識でいたわけですよ、私は。だから、それもしサンプルがあったら後で見せてください。お願いします。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

サンプルということでございますけれども、以前の様式と今の様式2種類ということでよろしいですか。選挙管理委員会のほうにお立ち寄りいただければと思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔 1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○ 1 2 番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて反対討論を行います。

解散総選挙の法律上の根拠は、憲法69条と 7 条だと言われています。憲法69条は、内閣は衆議院で不信任の決議案を可決し、または信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り総辞職をしなければならないとあり、明快です。一方で、7 条は、天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために左記の国事に関する行為を行うとして、3 号に衆議院を解散することが記されています。7 条の主体は、総理大臣ではなく内閣となっています。しかし、戦後の日本史の解散を見ると、圧倒的に 7 条による解散が行われてきました。その中でも、今回の解散はより身勝手な解散であったと考えます。高市総理が解散理由で一番強調した総理としての信任を得たいというのは、議院内閣制を取っている日本では、国民が選んだ議員が選出しているということで間接的な信任を得ていますので、理由としては正当性はありません。具体的な政策も示せない短期間選挙に持ち込むなど、国民に信を問うような準備も期間も与えられない選挙となりました。

町としては、国・県の指示の下で取り組んだことはやむを得ないことだと思います。しかしながら、国税を850億円も使う。そういう中で、国民に信がきちっと問えるような期間を設ける必要もあったというふうに思います。これだけのお金があったら、この物価高でどれだけ国民のための仕事できたのかというふうに考えますと、到底この承認第 1 号 専決処分に対して賛成することができない、こういう立場です。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） これより承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第 8 町長提出議案第 1 号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第 8、町長提出議案第 1 号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第1号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

保健センター、老人センター及び福祉町民センターの複合施設完成・供用開始に伴い、行政組織の見直しをすべく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正概要について御説明申し上げます。

保健センター等複合施設建設推進室は、保健センター等複合施設建設に向けて業務の推進を図るため、令和4年12月議会において御議決をいただき、新たな室として令和5年1月1日に設置をいたしました。

その後、保健センター等複合施設は令和6年度に着工し、令和8年1月30日に建設工事が完了いたしました。令和7年12月議会において各施設に係る設置条例について御議決いただきましたが、いきいきラウンジについては3月9日より、福祉町民センター及び保健センターについては3月23日より供用開始となります。

以上のことから、保健センター等複合施設建設推進室としての役割を終えたため、廃止するものでございます。

条文の内容といたしましては、第1条中、総合政策課の後、税務課の前から「保健センター等複合施設建設推進室」を削り、併せて「室」がなくなることから第1条中及び第2条中にあります「及び室」を削ります。

附則につきましては、第1項で施行期日を定めており、令和8年4月1日より施行といたします。

また、課の構成が変更となりますことから、附則第2項において、上里町議会委員会条例第2条第2号にあります文教厚生常任委員会の所管より「保健センター等複合施設建設推進室」を削ります。

以上で、上里町課設置条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第2号 上里町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第9、町長提出議案第2号 上里町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町行政手続条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正趣旨を踏まえ、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

それでは、条文ごとの改正内容について御説明申し上げます。

まず、第13条及び第25条でございますが、平成22年の常用漢字表の改定により、「剥奪」の「剥」及び「鑑み」の文字が常用漢字とされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第15条は、聴聞の通知の方式に関する改正でございます。不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知方法について、書面掲示規制の見直しを行い、現行の掲示場での書面の掲示に加え、デジタル技術、具体的にはインターネットによる公表を活用して行うことを可能とするものでございます。

さらに、第22条及び第29条につきましては、第15条の改正に伴い、必要な規定の整備を行う

ものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日及び経過措置について定めております。

施行期日は、令和8年5月21日としております。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の上里町行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に行う通知について適用し、同日前に行った通知については、なお従前の例によるものと規定しております。

以上で、上里町行政手続条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町行政手続条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第3号 上里町男女がともに輝く町づくり条例の一部を改正する
条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第10、町長提出議案第3号 上里町男女がともに輝く町づくり条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町男女がともに輝く町づく

り条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

男女共同参画推進センター、七本木児童館及び七本木公民館が複合化されることを契機とし、関連条例の精査を行う中で、施設名称の文言整理を行う必要が判明したため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

第18条は推進体制についての規定となりますが、第2項の条文中の「上里町女性センター」を「上里町男女共同参画推進センター」に施設の名称を変更いたします。

附則につきましては、施行日を公布日としております。

以上、上里町男女がともに輝く町づくり条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 女性センターから男女共同参画推進センターに名前が変更してから何年ぐらいたっていましたか。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君） 沓澤幸子議員の質問に御説明させていただきます。

申し訳ございません。今確認をして、またお答えいたします。失礼します。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町男女がともに輝く町づくり条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 町長提出議案第 4 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第11、町長提出議案第 4 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第 4 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和 7 年 8 月 7 日付人事院勧告及び同年10月16日付埼玉県人事委員会勧告に準じ、職員の通勤手当についての所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要についてですが、自動車等使用者及び自動車等と交通機関等との併用者に対し、駐車場等の利用に対する通勤手当を支給できるよう改正を行うものでございます。

政府においては、当該改正を含んだ給与法改正案につきまして、第219回臨時国会において可決されており、埼玉県におきましても同様に12月定例議会において可決されております。

続いて、改正条文について御説明申し上げます。

初めに、第11条第 5 項を追加する改正でございますが、駐車場等の利用に対する通勤手当を支給できるよう、対象職員や対象となる駐車場、支給額についての規定を追加するものでございます。

次に、第 7 項の改正でございますが、通勤手当の支給のタイミングにつきまして、現行支給単位期間に係る最初の月に支給するものとなっているところ、当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町規則で定める場合によっては、その翌月に支給できるよう規定を追加するものでございます。

また、このほか第 5 項を追加したことに伴う項ずれ等に対応するための規定の整理を行います。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則の第 1 項において、施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定め、第 2 項において、経過措置につ

いては規則に委任する旨、定めます。

以上で、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

子育て共生課長。

〔子育て共生課長 阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君） 失礼いたします。

先ほどの沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

名称の変更についてですが、平成22年に改正となっております。

以上です。

◎日程第12 町長提出議案第5号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第12 町長提出議案第5号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急作業等を行ったときに手当を支給するため、本案を提出するものでございます。

続きまして、条文の改正内容について御説明申し上げます。

まず、第2条「特殊勤務手当の種類」に「災害応急作業等手当」を追加するものでございます。

第5条は、「災害応急作業等手当」を追加し、異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づき災害対策本部が設置された町外の地方公共団体の区域内において行う、災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務またはこれらに相当する業務に従事したときに手当を支給すると定めるものでございます。

別表につきましては、災害応急作業等に従事した場合、1日につき1,080円を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日を規定し、令和8年4月1日からと定めるものでございます。

以上で、上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第 13 町長提出議案第 6 号 上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第13、町長提出議案第 6 号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第 6 号 上里町税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいため、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。

令和 5 年度税制改正において、公示送達に係る公示方法及び公示事項が整備されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

続きまして、改正の内容を御説明申し上げます。

第18条は、公示送達の方法を定めております。従来の公示事項が記載された書面を町の掲示場に掲示する方法に加え、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態を措置し、町に設置した電子計算機に表示させる方法を追加するものでございます。

第18条の 3 は、引用規定の用語を改めるものでございます。

最後に、附則でございます。

1 項では条例の施行期日を規定しており、地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

2 項では、改正後の上里町税条例第18条の規定に関する経過措置を規定しており、前項に掲げる規定の施行の日前にした公示送達については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第6号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第14 町長提出議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金を徴収することとなったことに伴い、国民健康保険法施行令等の改正省令が令和8年1月15日に公布されたことを踏まえ、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を申し上げます。

このたびの改正は、子ども・子育て支援納付金に充てるため、国民健康保険被保険者に賦課する子ども・子育て支援納付金課税について規定するものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

第2条は、国民健康保険の税額を規定するもので、第1項第1号中、子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金、同項4号として子ども・子育て支援納付金課税額を

加えるものとございます。

また、同条第5項として、第1項第4号の子ども・子育て支援金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする旨と、加算後の額が3万円を超える場合においては、課税額は3万円とすることを規定するものとございます。

第8条の2は、子ども・子育て支援納付金課税額における所得割額の課税率を規定したもので、基礎控除後の総所得金額等に1,000分の3を乗じて算定すると規定するものとございます。

第8条の3は、子ども・子育て支援納付金課税額における被保険者均等割額の課税額を規定したもので、被保険者1人当たり1,800円と規定するものとございます。

第8条の4は、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の課税額を規定したもので、被保険者1人当たり140円と規定するものとございます。

第20条は、国民健康保険税の減額について、所得金額に応じてそれぞれ7割、5割、2割の軽減及び最高限度額の内容を規定したものであります。

まず、第1項各号列記以外の部分中に、子ども・子育て支援納付金課税額の最高限度額を3万円とする旨を加え、同項に次のように加えるものとございます。

第1号は、軽減世帯の減額のうち、7割軽減の内容を規定したもので、エとして子ども・子育て支援納付金課税額における被保険者均等割額の軽減額を1,260円に、オとして18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額における18歳以上被保険者均等割額の軽減額を98円と規定するものとございます。

次に、第2号は、5割軽減の内容を規定したもので、エとして子ども・子育て支援納付金課税額における被保険者均等割額の軽減額を900円に、オとして18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額における18歳以上被保険者均等割額の軽減額を70円と規定するものとございます。

また、第3号は、2割軽減の内容を規定したもので、エとして子ども・子育て支援納付金課税額における被保険者均等割額の軽減額を360円に、オとして18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額における18歳以上被保険者均等割額の軽減額を28円と規定するものとございます。

続いて、第2項は、当該納税義務者の世帯に属する未就学児の均等割額について定めており、第3号として、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を軽減世帯の区分に応じて、それぞれ5割軽減する規定を加えるものとございます。

第3号のアは、7割軽減世帯に属する未就学児の子ども・子育て支援納付金課税額における均等割額の減額の規定で、270円とするものでございます。

イは、5割軽減世帯に属する未就学児の子ども・子育て支援納付金課税額における均等割額の減額の規定で、450円とするものでございます。

ウは、2割軽減世帯に属する未就学児の子ども・子育て支援納付金課税額における均等割額の減額の規定で、720円とするものでございます。

エは、軽減に該当しない世帯に属する未就学児の子ども・子育て支援納付金課税額における均等割額の減額の規定で、900円とするものでございます。

続いて、第3項は、当該納税義務者の世帯に属する出産被保険者の減額について定めており、同項各号列記以外の部分中に18歳以上被保険者均等割額を加え、さらに次の3号を加えるものでございます。

第7号は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の12分の1の額に、当該年度に属する産前産後期間の月数を乗じて得た額と規定するものでございます。

第8号は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の12分の1の額に、当該年度に属する産前産後期間の月数を乗じて得た額と規定するものでございます。

第9号は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の12分の1の額に、当該年度に属する産前産後期間の月数を乗じて得た額と規定するものでございます。

最後に、第4項として、納税義務者の属する世帯内に、18歳に達する日以後の最初の3月30日以前である被保険者がある場合において、当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、相当する額を減額する規定を追加するものでございます。

その他、軽微な文言整理を行っております。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1項は、新条例の施行期日について規定したものであり、令和8年4月1日から施行としております。

第2項は、改正後における上里町国民健康保険税条例の経過措置について規定したものであり、この改正内容を令和8年度以後の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まず1点お聞きしたいのは、18歳未満の子どもたちの均等割について変更が生じることでありますので、上里町の予算ですので見込みだと思えるんですけども、新年度の加入世帯におけるこの対象人数というんでしょうか、それについてお聞きしたいと思います。その対象人数の中で、2割軽減、5割軽減、7割軽減のお子さんが何人なのか、お願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、令和8年度の国民健康保険の被保険者の数、推計なんですけれども、全体で5,803人と見込んでおります。そのうち18歳未満の被保険者の数が419人と見込んでいるところでございます。

あとは、軽減対象の件数でありますけれども、まだ賦課決定前ということでなかなか詳細については難しいんですけれども、対象軽減につきましてはこれまでの医療分、あとは後期高齢者支援金分と大体同程度というふうに見込んでおります。過去の推移を見ますと、大体この軽減対象の件数というのが全体の55%程度を見込んでおりますので、子ども・子育て支援金分につきましても同程度の軽減対象人数を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 上里町の健康保険税はこの間引き上がったわけでありまして、改正されました。そこに新たにこの子ども・子育て支援納付金加わるわけですので、そうしますと、上里町の被保険者の1人当たりの保険料の引き上がりというのは令和7年度からどのぐらい、7年度の平均と今度のこれが加わることによって平均はどのぐらい上がるんでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

先日の全協の中で、所得区分ごと、あるいは世帯構成区分ごとのシミュレーション、詳細ではないんですけれども、2つほど例に取りまして御説明を申し上げたいと思います。

沓澤議員おっしゃられたとおり、12月議会におきまして、次年度の医療後期介護分につきましての税率の引上げということで御議決をいただいたところでございます。先日説明したシミュレーションの中で各区分に応じて御説明を申し上げましたけれども、相対的に見ますと大体2%程度の上昇というふうに見込んでおります。国が示した資料に目を通しますと、大体で従前の国民健康保険税の税額に対して大体5%程度計算されるというふうな試算が出ておりますけれども、先日前話をしたそのシミュレーションの中ではそこまでの伸びには当町においては至らず、平均すると2%程度の伸びになるのかなというふうに推計をしております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 限度額が今回3万円ということでありますけれども、今現在で上里町、この限度額を超えるところというのはどの程度見込まれているのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

若干ちょっと限度額につきまして、どの程度の対象の方がそれに当てはまるのかというところがちょっと見込めないところであるんですけれども、これは国民健康保険ではなく、後期高齢者の医療制度を例に取りますと、大体その限度額に達する方というのが全体の1.2%から1.3%ぐらいに達するというふうには後期の中では言われているんですけれども、ちょっと国保について、その詳細についてはちょっとごめんなさい。数字のほうは持っておりません。申し訳ありません。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 子ども・子育て支援納付金なんですけれども、これは国民健康保険、医療保険ですよね。この納付金は、全額子ども・子育てのためのものなのでしょうか。一部医療、国保に関連するものは含まれているのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

今回の子ども・子育て支援納付金分につきましては、子ども・子育て支援法に法定されている事業に対するもの、児童手当の拡充であったりとか、妊婦のための給付支援交付金だったりとか、あるいはこれまで財源として子ども・子育ての特例公債を発行して事業に充てていただいたところもありますので、そうしたものに対する償還金が含まれております。

今回、子ども・子育て支援金が国民健康保険税の賦課徴収に加わるということなんですけれども、それはあくまでも国保の税の賦課徴収の仕組みを使って支援納付金を徴収するということとありますので、今回の集めたお金というのは全て子育て支援金に活用されるというふうなものでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の国民健康保険条例の一部改正の内容は、国の子ども・子育て支援の財源を国民健康保険税に上乗せするための条例改正です。国民健康保険税は、国保の広域化以降、各自治体が独自に一般会計から繰り入れて負担を抑えてきた状況から、一般会計の繰入れをやめよという国・県の指導の下で負担増が加速してきて、今限界に達しているところです。こうした中で、医療保険とはかけ離れた目的の新たな負担増を医療保険に上乗せすることは目的の逸脱だと考えます。

子育て支援は重要な課題ですが、医療保険とは分けて考えるべきものと考えます。特に、国民健康保険は均等割があることから、逆進性の非常に高い制度になっています。その上に、さらに子ども・子育て支援納付金という形で、所得割0.3%、均等割は1,800円、均等割がさらに増えるということで、逆進性をさらに高めることになると考えます。医療保険として徴収して子育て支援に流用する例を認めるならば、今後も様々な上乗せがまかり通る危険があるため、反対としたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 町長提出議案第8号 上里町男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第15、町長提出議案第8号 上里町男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第8号 上里町男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

男女共同参画推進センター、七本木児童館に七本木公民館が複合化されることに伴い、管理施設に変更が生じるため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、男女共同参画推進センターが管理していた施設の一部が七本木公民館部分になるため、使用料について定める別表を改正するものでございます。別表中、男女共同参画推進センターの管理施設であった「研修室」、「交流スペース」、「和室」を削るものでございます。

最後に、附則につきましては、施行日を令和8年4月1日としております。

以上、上里町男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回公民館が入るということで、公民館部分の部屋が無料になるというの提案だと思うんですけども、例えば公民館が、希望したときに公民館の部屋がいっぱいでは使えなくて、男女共同参画推進センターの会議室が空いていた場合、いわゆる病院と同じだと思うんですけども、個室を希望していなくて、公民館を使用したいと言ったけれども、病院側の都合でそこしか空いていない、そういうケースがあると思うんですね。公民館の会議室、和室等がいっぱい、男女共同参画センターのスペースが今日は空いていましたよといった場合、館の都合で提供できなかった場合も使用料というのは発生するのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

複合化工事に伴いまして、今回今まで男女共同参画推進センター部分として管理させていただいた部屋が公民館のスペースになるということで、定期利用団体さんのほうも含めてお部屋の利用については調整をさせていただいているところです。

御質問のお話が、公民館の利用をしたい方が、そちらのスペースがいっぱいになってしまった場合に、こちらの男女共同参画推進センターのほうのお部屋を御利用できるのかというお話だと思うんですけども、基本的には男女共同参画推進センターのほうの施設の利用が、男女共同参画に資する活動をされている方が御利用する場合には無料という形になっております。公民館のスペースのほうが増えますので、今のところ公民館の利用団体さんのほうが、そちら公民館スペースがもういっぱい使うことができないから、こちらの男女共同参画推進センターのほうをどうにか利用できないかという御相談のほうは今のところはないんですけども、もしそういった利用の御相談等あった場合には、その状況等も含めまして御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第8号 上里町男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 町長提出議案第9号 児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程
に関する条例を廃止する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第16、町長提出議案第9号 児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第9号 児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業の完了に伴い、児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止するため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

本事業は、神保原駅南地区の良好な市街地の形成を目的として、昭和59年3月31日に事業計画を決定し、事業に着手いたしました。平成25年1月25日には、整備後の土地を所有者に割り当てる換地処分の実施いたしました。整備後の土地の価値は、整備前の土地の価値と一致せず、差額が生じる場合がございます。この差額を金銭にて調整するため、平成25年6月から清算金事務を進めてまいりました。

このたび、令和7年11月30日をもちまして清算金事務が完了し、事業の全工程が終了いたしました。これに伴い、本事業の施行根拠となっている条例を廃止するため、今回の提案に至ったものでございます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則は、施行日について規定しており、公布の日を施行日としております。

以上で、児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第9号 児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 町長提出議案第10号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第17、町長提出議案第10号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第10号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

上里町公共施設再配置維持保全計画に基づき、上里町七本木公民館の所在地を上里町立男女共同参画推進センターへ移動し、上里町七本木公民館に併設された上里町七本木地区集会所を廃止したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

まず、第1条で七本木公民館の位置を改正いたします。上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づき、令和8年4月1日に男女共同参画推進センターへ全ての機能移転を行い、住所を

変更するものでございます。

続きまして、第2条は、七本木公民館の機能の一部である上里町七本木地区集会所を廃止するものでございます。上里町七本木地区集会所は、進出企業による新設工場と地域住民の融和を図るとともに生涯学習の推進を図ることを目的とし、昭和49年に設置されました。今回、本体である七本木公民館の移転に伴い、七本木地区集会所の設置及び管理条例を廃止するものでございます。

最後に、附則につきましては、令和8年7月1日施行とさせていただくものでございます。

以上で、上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町公民館設置及び管理条例の一部を改正する等の条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第11号 上里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第18、町長提出議案第11号 上里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第11号 上里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての提案説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月から乳児等通園支援事業として給付制度が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について条例で定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

本事業を実施する施設等を給付の対象とするため、利用定員など運営等の基準の条例を定め、それに基づき市町村が確認をすることとなっております。そこで、内閣府令特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準に基づき、国が示す基準と同等の基準に定める内容となっております。

まず、第1条では、この条例の趣旨として、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営基準を定めることとしております。

第2条は、一般原則として、子どもの健やかな成長のために、子どもの立場を尊重し、良質で適切な支援を行うこと、地域や関係機関と連携して運営すること、また、子どもの人権を守り、虐待を防止するための必要な体制を整備、併せて研修の実施その他の措置を講じるよう努めるなど、事業運営の基本原則を示しております。

第3条においては、事業内容や運営状況を踏まえ、1時間当たり及び一月当たりの利用定員を定めることとしております。

次に、第4条から第32条までは運営に関する基準を定めております。

第4条では、支援開始前に面談を行い、子どもや保護者の状況を把握した上で、重要事項を説明し、同意を得ることを定めております。

第5条は、正当な理由がない限り、利用申込みを拒否してはならないことを規定しております。

第6条では、町が行う利用調整のあっせんや要請に対し、事業者ができる限り協力することとしております。

第7条は、支援開始時に、乳児等支援給付認定証の内容を確認することを定めたものです。

第8条では、給付認定を受けていない保護者に対し、申請が円滑に行われるよう、事業者が援助することを規定しております。

第9条は、子どもや保護者の心身の状況や養育環境、他の支援の利用状況などを把握するよう努めることとしています。

第10条では、特定教育・保育施設等と連携し、支援が円滑に継続されるよう努めることを定めております。

第11条は、支援を提供した日時や内容などについて、記録を作成する義務を定めております。

第12条では、支援に係る費用の支払い方法や、実費負担を求める場合の取扱いについて明らかにしております。

第13条は、法定代理受領を行った場合、また行わない場合における費用の通知や、証明書の交付について定めたものです。

第14条では、国の保育指針に準じ、子どもや保護者の状況に応じた適切な支援を行うこととしております。

第15条は、事業者が自ら支援の質を評価し、外部評価も活用しながら、継続的な改善に努めることを求める内容です。

第16条では、保護者からの相談に応じ、必要な助言や援助を行うことを規定しております。

第17条は、子どもの体調急変などの緊急時に、速やかに保護者や医療機関へ連絡することを定めております。

第18条では、不正な給付があった場合に、事業者が町へ通知する義務を定めております。

第19条は、事業の目的や運営方針、職員体制、費用などを定めた運営規程を整備することとしております。

第20条では、適切な支援を行うため、職員の勤務体制を整えるとともに、研修の機会を確保することを定めております。

第21条は、定められた利用定員を超えて支援を行ってはならないことを規定しております。

第22条では、運営規程の概要や費用など、利用者が事業所を選択するための重要事項を掲示・公表することとしております。

第23条は、国籍や信条、費用負担の有無などによる差別的取扱いを禁止する規定です。

第24条では、職員による虐待や子どもの心身に有害な行為を禁止しております。

第25条は、業務上知り得た個人情報について、秘密を保持する義務を定めております。

第26条では、保護者が適切に事業者を選択できるよう情報提供を行うことや、虚偽・誇大な広告を禁止しております。

第27条は、紹介を対価とした金品の授受など、不当な利益供与を禁止する内容です。

第28条では、苦情に対応する体制を整備し、町の調査や指導に協力し、指導助言に従って必要な改善を行うことなどを定めております。

第29条は、地域との交流や連携に努めることを規定しております。

第30条では、事故防止のための体制整備と、事故発生時の対応や報告、損害賠償を行うことについて定めております。

第31条は、特定乳児等通園支援事業の会計を他の事業と区分して処理することを規定してお

ります。

第32条では、職員や会計、支援提供に関する記録を整備し、一定期間保存することとしております。

第33条では、雑則として、この条例において書面等で行うこととしている記録の作成や保存、交付、同意の取得などについて、一定の要件の下、電磁的記録や情報通信技術を用いた方法により行うことを可能としております。

あわせて、電子的な方法を用いる場合には、あらかじめ保護者の承諾を得ることや、同意を撤回できることなど、適切な手続を定めております。

最後に、附則ですが、国による給付制度が始まる令和8年4月1日から施行するものです。

以上で、上里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まず、4条なんですけれども、面談については、初めて利用する場合は面談をしなければいけないということになっているわけで、これは慎重を期すべきだと思いますので、いいことだと思います。この面談の手続というんでしょうか、そうしたもののというのはどのような、直接電話で申し込むことからスタートするのか、どのような、町のほうに来るのか、どのような形でスタートするんでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

まずは、面談につきましては、12月議会ของときにも御説明ちらっとさせていただいたんですが、総合支援システムというか、予約のシステムで基本的にはやっていただくことになっていますので、施設のほうへ直接面談の日時等の希望を入れていただいて、施設側と調整をして面談を行っていただくということを想定しております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12条の支払いなんですけれども、おおむね私もこの3項のところで、1号、2号、3号は非常に分かりやすい内容なんですけれども、4号と5号について、提供される便宜に要する費用、通常必要とされるものに係る費用であってというふうな曖昧な形なんですけれども、今想定されているのはどのような費用なのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

乳児等通園支援事業を実際に利用されるお子さんが2歳児までという形になっていますので、基本的に私どものほうで今現在想定しているのは、おっしゃっていただいたように3号ぐらいまでというところで、おやつですとかお食事に係る部分というところは基本的には想定されておりまして、ただそのお使いいただく例えば季節行事、イベントとかに参加していただくときに何か具体的に必要なものがあれば、その都度そういったものについては料金を頂くという形になると思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号 上里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時45分からとします。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を続行します。



◎日程第 19 町長提出議案第 12 号 上里町町道路線の廃止について

○議長（飯塚賢治君） 日程第19、町長提出議案第12号 上里町町道路線の廃止についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第12号 上里町町道路線の廃止について
の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、一体利用として払下げ予定があるため、町道路線の廃止をいたし
たく、本案を提出するものであります。

具体的には、別冊廃止路線調書のとおり 1 路線でございます。町道7264号線は、隣接所有者
より一体利用したいとの払下げ申請があり、他の隣接者の同意や不利益が生じないことを確認
いたしました。

以上、上里町町道路線の廃止についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は提案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第 20 町長提出議案第 13 号 上里町町道路線の認定について

○議長（飯塚賢治君） 日程第20、町長提出議案第13号 上里町町道路線の認定についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第13号 上里町町道路線の認定について
の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、道路用地の帰属により町道路線の認定をいたしたく、本案を提出
するものでございます。

具体的には、認定路線調書のとおり3路線でございます。町道5839号線及び町道5840号線、
町道5841号線につきましては、開発行為に伴う道路用地の帰属によるものでございます。

以上、上里町町道路線の認定についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 町長提出議案第14号 工事請負契約の変更について

○議長（飯塚賢治君） 日程第21、町長提出議案第14号 工事請負契約の変更についての件を
議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第14号 工事請負契約の変更についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、神流リバーサイドロード築造工事の契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により本案を提出するものでございます。

本件、神流リバーサイドロード築造工事につきましては、令和7年第3回上里町議会臨時会において御議決いただき、株式会社平成と6,814万1,700円で工事請負契約を締結いたしました。計画した工程に基づき築造工事を進めてまいりましたが、工事の内容を変更すべき事案が発生し、工事内容の変更に伴い請負金額の変更が生じるため、本案を提案させていただくものでございます。

主な変更点でございますが、現状での掘削土量が増加したため、掘削作業量及び残土運搬・処分費の増加。既存の排水路及び放流口の改修作業に当たり、流末排水路での排水作業の増加。隣接する砂利プラントの大型車両の出口において、アスファルト舗装の耐久性等を考慮し、舗装工法の変更などにより増額が生じました。

以上、御説明申し上げました主な工事内容の変更のほか、各工種の内容を精査した結果、工事請負額につきまして、当初の6,814万1,700円に対し345万9,500円を増額し、7,160万1,200円とするものでございます。

以上で、議案第14号 工事請負契約の変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第２２ 町長提出議案第１５号 令和７年度上里町一般会計補正予算（第８号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第22、町長提出議案第15号 令和７年度上里町一般会計補正予算（第８号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第15号 令和７年度上里町一般会計補正予算（第８号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第１条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億9,771万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億1,611万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第２条は、繰越明許費の追加について、「第２表 繰越明許費補正」によると規定するものでございます。

第３条は、地方債の変更及び廃止について、「第３表 地方債補正」によると規定するものでございます。

２ページを御覧ください。

「第１表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入ですが、款１町税は、１億6,010万円の増額補正となり、町民税や固定資産税、町たばこ税の増額となっております。

款11地方交付税は、１億9,190万2,000円の増額補正となり、普通交付税の交付額の確定に伴う増額となっております。

款13分担金及び負担金は、123万6,000円の増額補正となり、保育所運営費管外受託分の増額となっております。

款15国庫支出金は、1,818万1,000円の増額補正となり、主な内容は、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付交付金などの増額や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金（道路事業）などの減額となっております。

款16県支出金は、2,823万2,000円の増額補正となり、主な内容は、障害者自立支援給付費負担金、保険基盤安定負担金（国保分）などの増額や、保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）、新規就農総合支援事業費補助金などの減額となっております。

款17財産収入は、316万2,000円の増額補正となり、各基金利子や土地売却代金の増額となっております。

款18寄附金は、2,983万円の減額補正となり、一般寄附金の減額となっております。

款19繰入金は、6億8,247万4,000円の減額補正となり、各基金繰入金の減額となっております。

款20繰越金は、1億7,978万1,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款21諸収入は、909万9,000円の増額補正となり、主な内容は、後期高齢者医療給付に要する経費負担金清算金などの増額や、町税延滞金（滞納繰越分）などの減額となっております。

3ページを御覧ください。

款22町債は、1億7,710万円の減額補正となり、主な内容は、男女センター・児童館・公民館複合化等事業債、保健センター等複合施設整備事業債などの減額や、都市計画事業債の増額となっております。

歳入合計は、現計予算から2億9,771万1,000円を減額し、136億1,611万7,000円とするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款1議会費から款7土木費及び款9教育費の各項目の主な共通点といたしまして、決算見込みによる給与費の減額補正がございます。

初めに、款1議会費は、50万円の減額補正となり、職員給与費の減額となっております。

款2総務費は、1億3,572万2,000円の減額補正となり、主な内容は、職員給与費、定額減税補足給付金などの減額や、減債基金積立金、庁舎光熱水費などの増額となっております。

款3民生費は、406万7,000円の減額補正となり、主な内容は、国民健康保険特別会計繰出金、男女センター・児童館・公民館複合化等事業費などの減額や、障害福祉サービス費、民間保育所等の委託料及び負担金などの増額となっております。

款4衛生費は、4,877万2,000円の減額補正となり、主な内容は、職員給与費、保健センター等複合施設整備事業費などの減額や、予防対策事業に係る国の補助金の過年度精算による各種返還金などの増額となっております。

款5農林水産業費は、1,027万3,000円の減額補正となり、主な内容は、職員給与費、新規就

農総合支援事業費補助金などの減額や、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金、森林環境譲与税基金積立金などの増額となっております。

款 6 商工費は、1,096万円の減額補正となり、職員給与費やふるさと納税に係る返礼品代、指定企業奨励金の減額となっております。

款 7 土木費は、273万4,000円の増額補正となり、主な内容は、国道17号バイパス及び神流りバーサイドルード建設負担金の増額や、都市計画道路整備事業費、町営四ツ谷団地に係る工事費などの減額となっております。

款 8 消防費は、77万2,000円の減額補正となり、消防団員退職報償金の減額となっております。

款 9 教育費は、7,301万6,000円の減額補正となり、主な内容は、小・中学校の教育用端末に係る経費、町民体育館消防設備の非常用発電設備更新工事費の減額などとなっております。

5 ページを御覧ください。

款10公債費は、1,855万3,000円の減額補正となり、長期債元金の減額と長期債利子の増額となっております。

款11諸支出金は、219万円の増額補正となり、各基金積立金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算から2億9,771万1,000円を減額し、136億1,611万7,000円とするものでございます。

次に、6 ページを御覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」につきましては、総務費の戸籍住民基本台帳事業99万円、土木費の道路新設改良事業272万6,000円、藤木戸勝場線歩道整備事業1億553万4,000円、都市計画事業4,600万6,000円、都市計画道路整備事業2,032万3,000円を追加して、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

「第3表 地方債補正」につきましては、起債対象となる事業費の執行見込みから、男女センター・児童館・公民館複合化等事業4億2,190万円を3億880万円に、保健センター等複合施設整備事業7億4,920万円を7億1,750万円に、藤木戸勝場線歩道整備事業6,070万円を5,340万円に、都市計画道路整備事業1,090万円を950万円に、都市計画事業5,850万円を7,650万円に、小学校教育振興事業5,900万円を4,630万円に、中学校教育振興事業3,250万円を2,490万円に、それぞれ起債限度額を変更し、住宅管理事業2,130万円を廃止するものでございます。

以上、令和7年度上里町一般会計補正予算（第8号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第8号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 町長提出議案第16号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第23、町長提出議案第16号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第16号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,179万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入ですが、款 1 国民健康保険税は、2,110 万円の増額補正で、現状からの決算見込みによる増額となっております。

款 5 繰入金は、4,607 万 7,000 円の減額補正で、主な内容は、職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金などの減額や、保険基盤安定繰入金などの増額となっております。

款 6 繰越金は、2,531 万 3,000 円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして 33 万 6,000 円を追加し、32 億 9,179 万 9,000 円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款 1 総務費は、253 万 6,000 円の減額補正で、職員給与費や事務委託料の減額となっております。

款 6 諸支出金は、287 万 2,000 円の増額補正で、過年度の交付金等の精算による償還金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして 33 万 6,000 円を追加し、32 億 9,179 万 9,000 円とするものでございます。

以上、令和 7 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありますか。

12 番 沓澤幸子議員。

〔12 番 沓澤幸子君発言〕

○12 番（沓澤幸子君） 繰入金のところでお尋ねしたいんですけども、その他一般会計からの繰入金の減額はかなり大きいと思うんですけども、当初予定していた額に対して、この減額でどのぐらいになる見込みでしょうか。今時点で結構です。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

当初の一般会計の繰入金は 1 億 683 万 9,000 円でございます、今回 6,244 万 6,000 円の減額になりまして、補正後の金額は 4,439 万 3,000 円となります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 町長提出議案第17号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（飯塚賢治君） 日程第24、町長提出議案第17号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第17号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,141万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,109万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入ですが、款2 国庫支出金は、630万5,000円の増額補正で、介護給付費の増額に伴う介護給付費負担金の増額、職員給与費の減額に伴う地域支援事業交付金の減額及び介護保険システムの改修に伴う介護保険事業費補助金の増額となっております。

款 3 支払基金交付金は、972万8,000円の増額補正で、介護給付費の増額に伴う介護給付費交付金の増額及び職員給与費の減額に伴う地域支援事業交付金の減額となっております。

款 4 県支出金は、380万1,000円の増額補正で、介護給付費の増額に伴う介護給付費負担金の増額及び職員給与費の減額に伴う地域支援事業交付金の減額となっております。

款 5 繰入金は、614万9,000円の減額補正で、介護給付費の増額などに伴う一般会計繰入金の増額及び介護給付費準備基金繰入金の減額となっております。

款 6 繰越金は、1,773万3,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして3,141万8,000円を追加し、23億8,109万円とするものでございます。

3 ページを御覧ください。

次に、歳出でございします。

款 1 総務費は、46万5,000円の減額補正で、職員給与費の減額及び介護保険システム改修費の増額となっております。

款 2 保険給付費は、3,614万8,000円の増額補正で、主な内容は、居宅介護サービス給付費や高額介護サービス費等の増額となっております。

款 4 地域支援事業費は、426万5,000円の減額補正で、職員給与費の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして3,141万8,000円を追加し、23億8,109万円とするものでございます。

以上、令和 7 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 歳出のところでお尋ねしたいんですけども、保険給付費が3,614万8,000円増ということで、主に予測していたところからどういうサービスが増えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

今回、給付費のほうの増額補正をさせていただいたのですが、多いものがやはり居宅介護サ

ービス給付費でございます。こちらは2,612万7,000円ということで、当初より3%の増額となっております。それから、住宅改修につきましても、金額は少ないんですが、41万9,000円というのは当初から比べますと9.5%の増額でございます。また、あと居宅介護サービス計画給付費、こちら505万7,000円は当初より5.6%の増となっております。全体として居宅におけるサービス給付費が伸びているところでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第17号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 町長提出議案第18号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第25、町長提出議案第18号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第18号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ634万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,738万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」によると規定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

初めに、歳入ですが、款 3 繰入金は、899 万 1,000 円の減額補正で、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定による減額となっております。

款 4 繰越金は、264 万 5,000 円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算から 634 万 6,000 円を減額し、4 億 8,738 万 1,000 円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、634 万 6,000 円の減額補正で、広域連合への負担金確定に伴う保険基盤安定負担金分及び共通経費負担金分の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算から 634 万 6,000 円を減額し、4 億 8,738 万 1,000 円とするものでございます。

以上、令和 7 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 18 号 令和 7 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は 13 時 30 分からとします。

午前 11 時 56 分休憩

午後１時３０分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を続行します。

◎日程第２６ 町長提出諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第２７ 町長提出諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第２８ 町長提出諮問第３号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第２９ 町長提出諮問第４号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第３０ 町長提出諮問第５号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（飯塚賢治君） 日程第26、町長提出諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第27、町長提出諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第28、町長提出諮問第３号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第29、町長提出諮問第４号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、日程第30、町長提出諮問第５号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件、以上５件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、諮問第１号から諮問第５号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

議長からお許しをいただきましたので、御提案を申し上げます。

ただいま御提案申し上げました諮問第１号から諮問第５号までを一括して御説明申し上げます。

最初に、諮問第１号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の荒井博之氏が、本年６月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

荒井博之氏は、大字三町226番地に在住、昭和26年10月31日生まれの74歳です。現在、人権擁護委員２期目で、令和５年度から熊谷人権擁護委員協議会の常務委員、令和６年度から同協議会児玉郡部会部会長として活躍されており、平成25年度から上里町青少年推進員として、また平成29年度から同推進員会長も務められており、地域の青少年健全育成にも取り組まれています。大学を卒業後、長年にわたり上里町役場において勤務され、退職時は人権教育を主管

とする人権推進課に在籍されておりました。現在は、地元三町、長安寺の住職としても活躍されております。

以上のとおり、行政経験も豊富で、人権問題に対する意識も高いことから、引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の中島勇氏が、本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、再任の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

中島勇氏は、大字嘉美48番地に在住、昭和30年1月4日生まれの71歳です。現在、人権擁護委員1期目で、令和7年1月からは埼玉県人権擁護委員連合会の男女共同参画委員として活躍されており、地元の久城の行政区長も令和5年度から務められております。長年にわたり上里町役場に勤務され、退職後は、平成28年11月から現在に至るまで、社会福祉法人豊井会において評議員選定委員を務めてこられました。行政経験も豊富で、人権問題に対する意識も高く、その他活動として、埼玉県弓道連盟県北支部長としても活躍されております。

以上のことから、引き続き再任を推薦するものでございます。

続きまして、諮問第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現委員であります齊藤建一氏の任期が、本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者として岸本真紀氏の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

岸本真紀氏は、大字七本木3330番地19に在住、昭和39年9月25日生まれの現在61歳です。大学を卒業後、介護老人保健施設等で勤務され、現在は高齢者介護、障害者支援等を行っている認定NPO法人じゃんけんぽんグループホーム大利根前橋にて管理者兼ケアマネジャーとして統括されております。その他活動としまして、平成22年度から上里町スポーツ推進員を、令和2年から4年間教育委員を、令和3年度から4年間上里町児童館運営委員を務めてこられました。地域の各種委員を経験されたことから幅広い知識が期待でき、人権問題に対する意識も高いことから人権擁護委員に適していると考えられます。

以上のことから推薦するものでございます。

続きまして、諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現委員であります並木勢津代氏の任期が、本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者として丸山修氏の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

丸山修氏は、大字勅使河原1817番地1に在住で、昭和32年7月3日生まれの現在68歳です。

大学を卒業後、上里町遺跡調査会に、その後長年にわたり上里町役場に勤務され、退職後は令和7年度より社会教育委員を務めておられます。行政経験も豊富で、人権問題に対する意識も高く、幅広い知識も期待できます。

以上、人権擁護委員に適していると考えられることから推薦するものでございます。

続きまして、諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現委員であります杉山悦子氏の任期が、本年6月30日をもちまして任期満了となりますので、後任者として高橋みかほ氏の推薦を行いたく、議会の意見を求めるものでございます。

高橋みかほ氏は、大字七本木2009番地2に在住、昭和41年1月6日生まれの60歳です。大学を卒業後33年間、教員として埼玉県内の特別支援学校にて活躍されました。在職中、人権教育を子どもたちに指導する一方、教職員同士でも研修を行うなど、人権に対する関心と知識は高いものと考えられます。現在は、CPサロンリーフミーでサロンオーナーとして活躍されています。また、令和7年度より上里町青少年育成推進員も務められております。このように、高橋氏は人権擁護に理解、関心がある上、人権擁護委員として人格、識見ともに申し分ないため、新たに推薦するものでございます。

以上、推薦する5名につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

◎散 会

○議長（飯塚賢治君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 4 2 分散会